

## 公告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、京都市アバンティホールの指定管理者を次のとおり公募します。

平成17年8月2日

京都市長 榎 本 頼 兼

### 1 指定施設

#### (1) 名称

京都市アバンティホール

#### (2) 所在地

京都市南区東九条山王町31番地 (アバンティ内)

#### (3) 建築の構造

鉄骨鉄筋コンクリート造り、地下3階地上13階建  
(内地上9階から地上10階までの各一部)

#### (4) 延床面積

1,414.7m<sup>2</sup>

### 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) ホールにおける施設の使用許可に関する業務
- (2) ホールの舞台運営に関する業務
- (3) ホールの使用料の徴収などの公金収納事務に関する業務
- (4) ホールの施設、付属設備、その他物品の維持管理に関する業務
- (5) アバンティ管理者との連絡調整業務
- (6) その他市長が必要と認める業務

### 3 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(予定)

### 4 応募資格

次に掲げる要件に該当する法人その他の団体とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の3又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第

8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。

(5) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、指定管理者としてふさわしくない者でないこと。

(6) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(7) 同種又は類似する同規模の施設を2年以上引き続いて管理運営した実績を有すること。

## 5 募集要項の配布

平成17年8月2日から平成17年8月26日の間に、9に記載する問い合わせ先において配布するとともに、PDF形式のファイルをホームページに掲載します。

## 6 応募手続

### (1) 応募に必要な書類

ア 申請書(第1号様式)

イ 添付書類

(ア) 誓約書(第2号様式)

(イ) 申請団体の組織及び財務の状況の概要を記載した書類

(ウ) 指定施設の管理に係る事業計画書

(エ) 指定施設の管理に係る収支計画書

(オ) その他市長が必要と認める書類

### (2) 書類の受付

ア 受付期間

平成17年8月2日(火)から8月26日(金)まで(必着)

受付時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

イ 提出方法

持参に限る。

ウ 提出場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地（京都市役所西庁舎3階）

京都市文化市民局文化部文化課

## 7 指定管理者の選定方法

### (1) 選定委員会による審査

学識経験者等で構成する選定委員会において、申請団体から提出された応募書類等の内容に基づき、次に掲げる事項についての審査を行います。

ア 指定管理者としての適格性及び能力

イ 事業に関する計画

(ア) 事業の方向性

(イ) 施設管理運営の内容

(ウ) 事業の執行体制

(エ) その他の取組

ウ 経営管理に関する計画

### (2) 指定候補者の選定

選定委員会による審査の結果に基づき、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定します。

### (3) 市会の議決及び指定管理者の指定

市会に指定候補者を指定管理者とする旨の議案を付議し、議決を受けたうえで、指定します。ただし、市会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定しないことがあります。

## 8 補則

前各項に記載するもののほか、詳細は、募集要項に定めるところによります。

## 9 問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市文化市民局文化部文化課（京都市役所西庁舎3階）

電話 075-222-4105 FAX 075-222-4109

ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/bunka/>

電子メール [bunka@city.kyoto.jp](mailto:bunka@city.kyoto.jp)

（文化市民局文化部文化課）